

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

原 議 保 存 期 間 5 年  
令 和 9 年 3 月 31 日 まで  
警 察 庁 丙 生 企 発 第 42 号  
令 和 4 年 3 月 16 日  
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

防犯功労者表彰及び防犯功労団体表彰取扱要綱の一部改正について（通達）

防犯功労者及び防犯功労団体に対する表彰に関しては、「防犯功労者表彰及び防犯功労団体表彰取扱要綱の一部改正について」（令和3年3月2日付け警察庁丙生企発第20号）（以下「要綱」という。）に基づき実施されているところであるが、この度、要綱を別添のとおり改正し、施行するので、了知されたい。

なお、前記通達は廃止する。

#### 記

#### 1 主な改正点

防犯功労者表彰及び防犯功労団体表彰の上申基準数について、令和2年国勢調査における人口の都道府県別割合及び令和2年末における防犯ボランティア団体数・構成員数の都道府県別割合に基づく見直しを行い、要綱の別表を、別表1及び2のとおりとした。

#### 2 施行日

令和4年4月1日

## 別添

### 防犯功労者表彰及び防犯功労団体表彰取扱要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪の防止に多大の功労があったと認められる者及び団体並びに活発に自主防犯活動に従事し、犯罪の防止に特に顕著な功労があったと認められる団体に対して、警察庁長官(以下「長官」という。)と公益財団法人全国防犯協会連合会会長(以下「連合会会長」という。)とが連名で行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 表彰の種類、数等

##### 1 表彰の種類及び数

###### (1) 防犯功労者表彰

ア 防犯栄誉金章(以下「金章」という。) 毎年 94人以内

イ 防犯栄誉銀章(以下「銀章」という。) 毎年188人以内

(2) 防犯功労団体表彰 毎年 26団体以内

##### 2 副賞

表彰には、記念品その他の副賞を付することができる。

#### 第3 表彰の対象

##### 1 防犯功労者表彰

(1) 金章 多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪の防止に抜群の功労があったと認められる者

(2) 銀章 多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪の防止に特に顕著な功労があったと認められる者

##### 2 防犯功労団体表彰

多年にわたり防犯活動に尽力し、犯罪の防止に特に顕著な功労があったと認められる団体

#### 第4 選考の基準

##### 1 防犯功労者表彰

(1) 金章 原則として銀章を授与されてから3年以上経過している者であって、第3の1の(1)に該当するもの

(2) 銀章 原則として防犯栄誉銅章(公益財団法人全国防犯協会連合会表彰規則(公財全防連規則第20号)(以下「連合会表彰規則」という。)第2条第2項第3号に規定する表彰をいう。)を授与されてから5年以上経過し、

かつ、管区警察局長（以下「管区局長」という。）と地域防犯協会連絡協議会会長（以下「地域協議会会長」という。）との連名表彰又はこれに準ずる表彰を受けている者であって、第3の1の(2)に該当するもの

## 2 防犯功労団体表彰

原則として功労ボランティア団体表彰（連合会表彰規則第2条第1項第3号に規定する表彰をいう。）を受け、かつ、管区局長と地域協議会会長との連名表彰若しくはこれに準ずる表彰を受けた10年以上防犯活動に尽力している団体であって、第3の2に該当するもの

## 第5 選考及び上申

### 1 警視庁に係る選考及び上申

警視総監は、東京防犯協会連合会会長と協議の上、第4に定める選考の基準に該当する者及び団体（以下「表彰対象者等」という。）のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別表1に定める数の防犯功労者表彰候補者及び別表2に定める数の防犯功労団体表彰候補団体（以下「表彰候補者等」という。）を選考し、その結果を別記様式の上申書により、毎年6月末日までに長官（生活安全企画課長経由。以下2の(2)及び3の(2)において同じ。）に報告すること。

### 2 北海道警察に係る選考及び上申

(1) 各方面本部長は、それぞれの方面防犯協会連合会会長（札幌方面防犯協会連合会会長を除く。）と協議の上、表彰対象者等のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別表1及び2に定める数の表彰候補者等を選考し、その結果を別記様式の上申書により、毎年6月10日までに北海道警察本部長に報告すること。

(2) 北海道警察本部長は、北海道防犯協会連合会会長と協議の上、

ア 札幌方面について、毎年6月10日までに札幌方面防犯協会連合会会長と協議の上、表彰対象者等のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別表1及び2に定める数の表彰候補者等を選考し、

イ (1)により報告のあった表彰候補者等及び(2)アにより選考した表彰候補者等のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別表に定める数の表彰候補者等を選考し、その結果を別記様式の上申書により、毎年6月末日まで長官に報告すること。

### 3 各府県警察に係る選考及び上申

(1) 警察本部長（警視総監及び北海道警察（方面）本部長を除く。）は、それぞれの府県協会会長（東京都防犯協会連合会会長及び北海道（方面）防犯協

会連合会会長を除く。)と協議の上、表彰対象者等のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別表1及び2に定める数の表彰候補者等を選考し、その結果を別記様式の上申書により、毎年6月10日までにそれぞれの管区局長に報告すること。

- (2) 各管区局長は、それぞれの地域協議会会長と協議の上、(1)により報告があった者及び団体のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別表1及び2に定める数の表彰候補者等を選考し、その結果を別記様式の上申書により、毎年6月末日までに長官に報告すること。

#### 4 選考及び上申上の配意事項

- (1) 1から3までにより表彰候補者等の選考及び上申を行う場合には、防犯協会との関係や短期的な活動内容のみによって評価することなく、地域住民やボランティア団体等の防犯活動を行う幅広い表彰対象等について継続的な活動実態の把握により得られた功績を基礎として、その適格性を十分に吟味し、表彰の趣旨が生かされるようにすること。

なお、防犯功労者表彰候補者の選考及び上申を行う場合には、次の事項にも留意して行うこと。

ア 役職や年功等のみによることなく、防犯連絡所責任者、少年補導員、環境浄化推進委員その他防犯活動に尽力しているボランティアについても行うこと。

イ 品行方正で他の模範となる者の中から行うこと。

ウ 前科、前歴等を有する場合には、犯罪の態様、改悛の状況、防犯活動への貢献度等を総合的に検討した上で行うこと。

- (2) 1から3までにより表彰候補者等の選考及び上申を行った後に、表彰にふさわしくない事情が明らかとなった場合には、直ちに報告先にその旨を報告すること。

#### 5 警察庁の選考

- (1) 長官は、連合会会長と協議の上、1から3までにより報告があった者及び団体のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、第2に定める数の受賞者及び受賞団体を選考する。

- (2) 長官は、(1)に定めるところにかかわらず、連合会会長と協議の上、表彰の必要が特にあると認められる者又は団体を当該表彰の受賞者又は受賞団体として選考することができる。

#### 第6 表彰の実施

表彰は原則として毎年開催される全国地域安全運動中央大会において行う。た

だし、これによりがたい事情がある場合には、この限りでない。また、防犯功労者表彰を受けるべき者が死亡した場合には、生前にさかのぼって表彰する。

#### 第7 金章及び銀章の形状、制式等

##### 1 金章及び銀章の形状及び制式

金章及び銀章の形状及び制式は、別図第1のとおりとする。（略）

##### 2 略章の着用

金章又は銀章を授与された者は、その略章を着用することができる。金章及び銀章の略章の形状及び制式は、別図第2のとおりとする。（略）

#### 第8 雑則

第1から第7までに定めるもののほか、長官と連合会会長とが連名で行う表彰に関し必要な事項は、長官が連合会会長と協議の上、定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に防犯功労者表彰（長官と連合会会長との連名表彰に限る。）を受けている者で、連合会表彰規程附則第3項の規程により連合会会長から金章及びその略章の交付を受けたものは、その略章を着用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成5年11月10日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度から平成22年度までの各年度における金章及び銀章の上申基準数のうち、次の表の区分に該当するものについては、別表の定めにかかわらず、次の表に定めるところによる。

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	金章	銀章	金章	銀章	金章	銀章
警視庁	13	26	12	24	11	22
関東管区警察局	24	48	24	48	25	50
埼玉県警察	4	8	4	8	5	10
静岡県警察	2	4	2	4	2	4
中部管区警察局	9	18	10	20	10	20
愛知県警察	4	8	5	10	5	10

- 3 別表の上申基準数については、5年ごとに実施される国勢調査の結果を踏まえて検討を加え、必要があると認める場合には、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

## 防犯功労者表彰候補者上申基準数

## ○各府県警察本部長から各管区局長への上申基準数

	金章	銀章
青森県警察	1	2
岩手県警察	1	2
宮城県警察	1	2
秋田県警察	1	2
山形県警察	1	2
福島県警察	1	2
茨城県警察	2	4
栃木県警察	1	2
群馬県警察	2	4
埼玉県警察	6	12
千葉県警察	5	10
神奈川県警察	7	14
新潟県警察	1	2
山梨県警察	1	2
長野県警察	1	2
静岡県警察	2	4
富山県警察	1	2
石川県警察	1	2
福井県警察	1	2
岐阜県警察	2	4
愛知県警察	5	10
三重県警察	1	2
滋賀県警察	1	2
京都府警察	2	4
大阪府警察	7	14
兵庫県警察	4	8
奈良県警察	1	2
和歌山県警察	1	2
鳥取県警察	1	2
島根県警察	1	2
岡山県警察	2	4
広島県警察	1	2
山口県警察	1	2
徳島県警察	1	2
香川県警察	1	2
愛媛県警察	1	2
高知県警察	1	2
福岡県警察	5	10
佐賀県警察	1	2
長崎県警察	1	2
熊本県警察	1	2
大分県警察	1	2
宮崎県警察	1	2
鹿児島県警察	1	2
沖縄県警察	1	2

## ○北海道警察各方面本部長から北海道警察本部長への上申基準数

	金章	銀章
札幌方面	2	4
その他の方面	1	2

## ○北海道警察本部長・警視總監・各管区警察局長から長官への上申基準数

	金章	銀章
北海道警察	3	6
東北管区警察局	6	12
警視庁	8	16
関東管区警察局	28	56
中部管区警察局	11	22
近畿管区警察局	16	32
中国四国管区警察局	10	20
九州管区警察局	12	24
合計	94	188

防犯功労団体表彰団体上申基準数

○各府県警察本部長から各管区局長への上申基準数

	多年にわたる 功労団体の上申
青森県警察	1
岩手県警察	1
宮城県警察	1
秋田県警察	1
山形県警察	1
福島県警察	1
茨城県警察	1
栃木県警察	1
群馬県警察	1
埼玉県警察	2
千葉県警察	1
神奈川県警察	1
新潟県警察	1
山梨県警察	1
長野県警察	1
静岡県警察	1
富山県警察	1
石川県警察	1
福井県警察	1
岐阜県警察	1
愛知県警察	1
三重県警察	1
滋賀県警察	1
京都府警察	1
大阪府警察	1
兵庫県警察	1
奈良県警察	1
和歌山県警察	1
鳥取県警察	1
島根県警察	1
岡山県警察	1
広島県警察	1
山口県警察	1
徳島県警察	1
香川県警察	1
愛媛県警察	1
高知県警察	1
福岡県警察	1
佐賀県警察	1
長崎県警察	1
熊本県警察	1
大分県警察	1
宮崎県警察	1
鹿児島県警察	1
沖縄県警察	1

○北海道警察各方面本部長から北海道警察本部長への上申基準数

	多年にわたる 功労団体の上申
札幌方面	1
その他の方面	1

○北海道警察本部長・警視總監・各管区警察局長から警察庁長官への上申基準数

	多年にわたる 功労団体の上申
北海道警察	1
東北管区警察局	2
警視庁	2
関東管区警察局	8
中部管区警察局	3
近畿管区警察局	4
中国四国管区警察局	3
九州管区警察局	3
	26

別記様式

防犯功労者表彰候補者及び防犯功労団体表彰候補団体の上申書

文書番号

年月日

警察庁長官 殿  
(又は北海道警察本部長)  
(〇〇管区警察局長)

職 名

年度防犯功労者表彰候補者及び防犯功労団体表彰候補団体の  
上申について

みだしのことについて、防犯功労者表彰候補者調査書及び防犯功労団体表彰候補団体調査書を添えて、次のとおり上申します。

記

1 防犯功労者表彰候補者（金章）

順位	(ふりがな) 氏 名	年 齢	銀 章 受 彰 年 月 日	備 考
		歳	年 月 日	

(注) 複数の表彰候補者を上申する場合には、「順位」の欄に上申の順位を記入すること。(以下2、3において同じ。)

2 防犯功労者表彰候補者（銀章）

順位	(ふりがな) 氏 名	年 齢	銅 章 受 彰 年 月 日	備 考
		歳	年 月 日	

3 防犯功労団体表彰候補団体

順位	(ふりがな) 団 体 名	結 成 年 月 日	備 考
		年 月 日	

(注) 複数の表彰候補団体を上申する場合には、「順位」の欄に上申の順位を記入すること。

防犯功労団体表彰の上申については、「備考欄」に「功労ボランティア表彰(受賞年)」を記入すること。

防犯功労者表彰 金章  
銀章 候補者調査書

表 彰 候 補 者	(ふりがな) 氏名	
	住所	
	生年月日(年齢)	M. T. S      年    月    日 (    歳)
	職業	
	所属団体及びその役職 名又はボランティア名	
過去の受賞歴		
参考事項		
功労の概要		

防犯功労団体表彰 候補団体調査書

表彰候補団体	(ふりがな) 団体名	
	所在地	
	結成年月日	M. T. S. H                      年    月    日
	代表者名及びその職業	
過去の受賞歴		
参考事項		
功労の概要		